

50 家畜衛生等総合対策

【5, 399（5, 405）百万円】

対策のポイント

畜産振興及び畜産物の安定供給を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底し、それを支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

<背景／課題>

- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底することが重要です。
- ・また、これらの対策を徹底させるためには、産業動物獣医師を育成・確保し、必要な産業動物獣医師数を確保できない地域を解消することが必要です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策の徹底
- 産業動物分野に就業する獣医師の地域偏在の解消

<主な内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4, 982（5, 016）百万円
(1) 動物検疫システムの相互認証の協議を有利に進めるなど、畜産物の輸出促進に資するよう、近年発生が増加している牛白血病や牛ウイルス性下痢粘膜病等の家畜の伝染性疾病の清浄化対策を推進するとともに、野生動物における伝染性疾病の監視、国際共同研究による防疫体制の強化等を行います。
また、PED（豚流行性下痢）のワクチン等必要な製剤を選定し、需要量急増に備えた保管等を支援します。
(2) 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行います。
〔委託費、補助率：10／10、1／2等〕
〔委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等〕
2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 184（156）百万円
人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者への質問や携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭するなど、水際での防疫措置の徹底を図ります。
〔事業実施主体：動物検疫所〕
3. 産業動物獣医師の育成・確保 156（148）百万円
産業動物獣医師の育成・確保のため、地域の産業動物獣医師を志す獣医学生や獣医大学への入学者に対する修学資金及び入学金等の貸与、獣医師への職場復帰・再就職支援等を実施します。
〔補助率：1／2以内等〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
4. 水産防疫体制の充実・強化 77（85）百万円
疾病のリスクに応じた防疫対策の強化を図るため、クルマエビ・カキ等の疾病の国内への侵入リスク等を評価し、リスク管理措置を実施するための科学的データを収集するとともに、診断・予防・まん延防止等に係る技術開発等を行います。
〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

- 〔お問い合わせ先：〕
- | | | |
|--------|----------------|----------------|
| 1、2の事業 | 消費・安全局動物衛生課 | (03-3502-5994) |
| 3、4の事業 | 消費・安全局畜水産安全管理課 | (03-6744-2103) |